令和４年陳情第21号

関係資料

建設委員会資料

令和４年４月18日

都市環境部都市計画課

羽田空港の機能強化について

新飛行経路の運用にあたって、国は、以下の通り落下物対策を進めている。

未然防止策の徹底について

①落下物防止対策基準の義務付け

　　国は、平成30年９月、世界的に類を見ない我が国独自の基準を策定し、本邦航空会社および日本に乗り入れる外国航空会社に、落下物防止対策を義務付けている。

　　落下物防止対策基準について、国は、同基準策定後も技術的対策を追加し、今後も引き続き、必要に応じて対策を追加していくこととしている。

②駐機中の機体チェックの強化

・外国航空機に対する検査を羽田空港、成田空港において強化

・国による新たなチェック体制を構築

　（羽田空港では平成31年３月から運用開始）

③落下物防止対策集の作成と活用

　国は、平成30年１月、対策事例をまとめた「落下物防止対策集」を作成し、航空会社、航空機メーカー等の関係者と共有